会社法制（株式・株主総会等関係）部会資料	３

株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討（１）

第１　バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

いわゆるバーチャル株主総会に関する規律を会社法に設けることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

会社法上、株主総会を招集するに当たっては、その「場所」を定める必要があるとされており（会社法第２９８条第１項第１号）、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）の実施は認められないと解されている。

この点について、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）においては、令和３年の改正により、一定の要件を満たし、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社については、バーチャルオンリー株主総会を実施することができる旨の会社法の特例が定められている（産競法第６６条）が、このような確認を受けない場合にもバーチャルオンリー株主総会を実施することを許容して、遠隔地からも株主総会に出席しやすくするべきであるとの指摘や、上場会社のみならず非上場会社にもバーチャルオンリー株主総会を実施するニーズがあるとの指摘がある。

第１回会議では、会社法にバーチャルオンリー株主総会に関する規律を設けるべきであるとの意見が複数あった一方で、バーチャルオンリー株主総会は、場所を定めて行われる株主総会に比して不公正な議事運営を行うことが容易であるため、その点も踏まえて制度設計を検討するべきであるとの意見や、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。以下同じ。）については、現行の会社法の下でも実施可能であることを踏まえて、まずはバーチャルオンリー株主総会と併せて規律することが望ましい事項は何かを検討するべきであるとの意見があった。

以上を踏まえ、いわゆるバーチャル株主総会に関する規律を会社法に設けることについて、どのように考えるか。

１　バーチャルオンリー株主総会の実施要件

バーチャルオンリー株主総会を実施するための要件（以下１から６までにおいて「実施要件」という。）として、次の(1)から(3)までの規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。

(2) 株式会社は、通信の方法を用いて株主総会の議事における情報の送受信をするに際して、当該株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置として、次の①から③までの措置をとらなければならない。

①　通信障害対策が講じられた通信の方法を使用すること。

②　通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を用意すること。

③　株主と株式会社との間で、株主総会の議事に係る情報を、相互に、かつ即時に提供することができる通信の方法を使用すること。

(3) 株式会社は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次の①から④までのいずれかの措置をとらなければならない。

①　後記２(1)②の通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

②　後記２(1)②の通信の方法として電話を定めること。

③　会社法第２９８条第１項第３号に掲げる事項を定めること。

④　①から③までの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

（補足説明）

１　基本的な検討の視点

前記第１（補足説明）記載のとおり、産競法においてバーチャルオンリー株主総会に関する会社法の特例が定められているため、第１回会議でも指摘があったとおり、会社法においてバーチャルオンリー株主総会に関する規律を設けることを検討するに当たっては、産競法の規律を参考として検討を進めることが考えられる。ただし、会社法においてバーチャルオンリー株主総会に関する規律を設ける場合には、経済産業大臣及び法務大臣の確認を不要とし、行政機関の関与を前提としない規律とする必要があるものと考えられる。

２　定款の定めについて（本文(1)）

本文(1)は、実施要件として、産競法と同様に、定款の定めを要するとするものである。産競法が定款の定めを要求する趣旨は、株主の利益を保護する観点から、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とすることについて、株主総会の特別決議による定款変更を必要とすることにより株主の意思を問うプロセスを経ることとする点にあるとされている。

この点については、バーチャルオンリー株主総会は、物理的な場所における株主総会への出席が一切認められなくなるものであり、株主の権利行使の態様に変化を生じさせるものであるため、その開催の可否について株主の意思を反映させるべきであり、定款の定めを必要とするべきであるとの指摘がある一方で、定款変更に係る手続の負担を軽減することや、自然災害やパンデミックなど非常時の対応を念頭に置くと、定款の定めを要件とするべきではないとの指摘もある。

（注）現時点で事務当局において把握している情報によれば、米国（バーチャルオンリー株主総会が許容されていないニューメキシコ州を除く。）では定款の定めは不要とされている一方で、フランス（バーチャルオンリー株主総会は非上場会社に限って許容されている。）では定款の定めは必要とされており、また、ドイツでは、定款の定めが必要とされているだけではなく、その定款の定めは恒久的なものであってはならず、最長５年間の有効期限を定めなければならない（その趣旨は、定款の定めに有効期間を設けることで、一定期間ごとに株主総会の在り方を見直す機会を株主に与える点にある。）とされている。

３　株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置（本文(2)）

(1) 本文(2)は、実施要件として、通信の方法を用いて株主総会の議事における情報の送受信をするに際して、当該株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置をとらなければならないとするものである。

(2) 通信障害対策に関する措置

本文(2)①及び②は、実施要件として、通信障害対策に関する措置を求めるものである。

産競法においては、バーチャルオンリー株主総会の実施要件として、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが「株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件」に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受ける必要があるところ、当該省令で定める要件の一つとして、「通信の方法に係る障害に関する対策についての方針を定めていること」が求められている（産競法第６６条第１項、産業競争力強

化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令第１条第２号)。

この点について、行政機関の関与を前提としない規律としては、通信障害対策についての方針を定めていることだけでは足りず、バーチャルオンリー株主総会を実施する時点において、通信障害対策に関する必要な措置をとっていることを要件とすることが考えられる。そこで、産競法第６６条第１項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準（以下「審査基準」という。）第２を参考に、①通信障害対策が講じられた通信の方法を使用すること、②通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を用意することを要件とすることが考えられる。

上記①の具体的な内容としては、例えば、株主の相当数が同時に接続しても十分な通信速度を維持することができるよう余裕を持った同時接続回線数を確保することや、冗長化された回線やバックアップ・システムを備えた通信システムを使用することなどが考えられる。また、上記②の具体的な内容としては、通信障害が生じた場合の代替手段として複数の回線やＷｉ－Ｆｉ、電話回線等を用意することなどが考えられる。

なお、上記①及び②を実施要件として位置付けると、株主総会において通信障害が生じず、問題なく議事が進行した場合であっても、上記①又は②に違反したときは、招集の手続又は決議の方法が法令に違反するものとして、株主総会の決議取消事由（会社法第８３１条第１項第１号）となるものと考えられる。この点については、株主の権利保護の観点から、通信障害対策を講ずることは必須であるため実施要件として位置付けることが適当であるとの考え方がある一方で、実施要件とはせず、株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール。後記３）の適用要件とするという考え方もある。

(3) 即時性・双方向性の確保

本文(2)③は、実施要件として、株主と株式会社との間の情報提供について、即時性・双方向性を確保した通信の方法を使用することを求めるものである。

産競法においては、本文(2)③のような実施要件は定められていないものの、経済産業省＝法務省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関するＱ＆Ａ」においては、「株主総会が開催されたと評価されるためには、情報伝達の双方向性や即時性を確保する必要があると考えられ、場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法も、そのような要請を満たすものである必要があると考えられます。ただし、情報伝達の双方向性や即時性を具体的にどのような手段により確保するかについては、議長の権限（会社法第３１５条）に属す

る事項として議長の合理的な裁量に委ねられると考えられ、例えば、株主からの質問や動議をテキストメッセージで受け付けることとしても、そのことをもって双方向性や即時性が失われるものではないと考えられます。また、システムの性質として情報の送受信に軽微なタイムラグが生じる場合であっても、議事への参加に支障がないように運営がされているときには、軽微なタイムラグがあることのみをもって、情報伝達の即時性が失われるものではないと考えられます。」とされている。

この点について、即時性・双方向性の確保に関する規定を設けない場合には、即時性・双方向性が確保されないまま開催された株主総会が会社法中のどの規定の違反になるのかが必ずしも明確でないこととなる懸念があるため、明示的に規定を設けるべきとの考え方もある。他方で、即時性・双方向性の確保は、規定を設けなくとも当然に求められるものであるとの考え方や、通信方法を使用する場合には映像や音声の送受信に一定のタイムラグが生ずることは避けられないところ、即時性・双方向性の確保に関する規定を設けることで、合理的な理由のあるタイムラグも許容されないことになるなど、規定を設けることでかえって望ましい解釈が妨げられるおそれが否定できないとの考え方もある。

4　デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置（本文(3)）

本文(3)は、実施要件として、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主（いわゆるデジタルデバイドの株主）の利益を確保するための措置をとらなければならないとするものである。

産競法においては、バーチャルオンリー株主総会の実施要件として、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが「株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件」に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受ける必要があるところ、当該省令で定める要件の一つとして、「株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針を定めていること」が求められている（産競法第６６条第１項、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令第１条第３号）。

この点について、行政機関の関与を前提としない規律としては、デジタルデバイドの株主の利益の確保についての方針を定めていることだけでは足りず、バーチャルオンリー株主総会を実施する時点において、デジタルデバイドの株主の利益の確保のために必要な措置をとっていることを要件

とすることが考えられる。そこで、審査基準第３を参考に、①通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること、②通信の方法として電話を定めること、③会社法第２９８条第１項第３号に掲げる事項を定めること、④①から③までの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ることのいずれかを要件とすることが考えられる（例えば、株主数が多い株式会社においては上記③の措置を講ずることが考えられ、株主数が多くない株式会社においては上記①、②又は④のいずれかの措置を講ずることが考えられる。）。

なお、上記のうち特に③については、書面による議決権の行使が認められることのみでデジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置としての要件を満たすとすることの当否等を検討する必要があるものと考えられる。

５　以上を踏まえ、実施要件について、どのように考えるか。また、前記２から４までのほかに、実施要件として検討するべき内容はあるか。

２　バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(3)までの規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1)　招集の決定事項及び招集の通知事項に次の事項を加える（ただし、⑤は招集の通知事項のみ）。

①　「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

②　株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）

③　株主が会社法第３１１条第１項又は第３１２条第１項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

④　前記１(3)の措置の内容

⑤　株主が株主総会の議事において②の通信の方法を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2)　株主総会の議事録の記載事項に次の事項を加える。

①　株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

②　株主総会の場所を定めなかった旨

(3)　株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、株主総会の日から

一定の期間〔例えば、１０年間〕、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

（補足説明）

１　招集の決定事項及び招集の通知事項並びに議事録の記載事項（本文(1)及び(2)）

本文(1)は、バーチャルオンリー株主総会を開催するに当たっての招集の決定事項及び招集の通知事項について、本文(2)は、バーチャルオンリー株主総会の議事録の記載事項について、いずれも産競法の規定を参考として、所定の事項を追加するものである。

２　通信記録等の保存（本文(3)）

(1) 本文(3)は、バーチャルオンリー株主総会を開催するに当たり、株式会社に対し、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容として一定の事項についての記録の保存を義務付けるものである。

第１回会議でも指摘があったとおり、物理的な場所（会場）における株主総会においては、議長が株主からの質問や動議を無視するなどといった不適正な議事進行がされた場合には、会場で参加する株主がそれを認識することができるが、バーチャルオンリー株主総会においては、不適正な議事進行がされたことを株主が認識できないおそれがあるものと考えられる。

そこで、株主総会の議事が適正に行われたことを事後的に検証するための記録（株主総会の決議の取消しの訴えなどが提起された場合の証拠資料になるもの）を作成し、保存することを義務付けることが考えられる。また、後記３のとおり、通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）を設けるのであれば、通信障害が生じた際の記録を残しておくことを株式会社に義務付けることが合理的であるとの考え方もある。

保存が求められる通信履歴及び通信内容に関する記録の具体的な内容については、例えば、①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主による質問や動議（株主総会において取り上げられた質問や動議に限らず、取り上げられなかった質問や動議を含む。）の提出状況及びその内容、③通信の方法に障害が生じた場合における当該障害の状況などが考えられる。

(2) 本文(3)では、通信記録等の保存義務に違反した場合の効果として、株主総会議事録等と同様に過料の対象となる（会社法第９７６条第８号）が、株主総会の招集の手続又は決議の方法の法令違反（会社法第８３１

条第１項第１号）には該当しないことを想定している。この点については、通信記録等の保存義務の実効性の観点から、通信記録は、株主総会の議事が適正に行われたことを事後的に立証するための記録であり、通信記録を適切に保存しなかった場合には、株主総会の決議の取消しの訴え等において、そのことが株式会社に不利に作用する可能性があること（例えば、株式会社が、①株主総会の議事が適正に行われなかったことについての株主からの主張立証に対して、証拠に基づく十分な反論ができなくなる可能性や、②後記３のセーフハーバールールを設けることを前提として、通信障害が生じたことを立証することが困難になる可能性があることなど）で実効性が確保されるとの考え方の当否等が問題になる。これによっては実効性が確保されないと考えるのであれば、通信記録等を保存することを実施要件と位置付けて、通信記録等の保存義務に違反した場合の効果としては、株主総会の決議取消事由（会社法第８３１条第１項第１号）となると整理することも考えられる。

(3) なお、株式会社に通信記録等の保存義務を課す場合には、当該記録には株主総会に出席した株式会社の役職員や株主の姿態や言動も映像として記録されることもあり得ることを踏まえつつ、その閲覧等に関する規律を設けることの要否を併せて検討する必要があるものと考えられる。

３　その他の手続等

バーチャルオンリー株主総会においては、物理的な会場で開催される株主総会に比して、株主が動議を提出したり質問をしたりすることについての心理的なハードルが低く、結果的にこれらが濫用的に行われるといったおそれがあることが指摘されている。

この点については、前記２のとおり、株式会社に通信記録等の保存を義務付けることにより、株主による濫用的な質問権の行使等を一定程度抑止することができるとも考えられる。また、動議の提出や質問について、議長の指名を受けた上で音声をもってする（チャット機能等のテキスト形式ではなく音声でのみ受け付けるものとする）ことなどの実務上の工夫によっても、物理的な会場で開催される株主総会に近付けることもできるし、株式会社が株主から事前に質問を募った上で、それに対する説明を株主総会の前に自社のホームページ等で開示し、株主総会当日にそれを援用するといった様々な実務上の工夫をすることもできると考えられる。

４　以上を踏まえ、バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等について、どのように考えるか。また、前記１から３までのほかに、バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等として検討するべき内容はあるか。

３　株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会に関して、株主総会の決議の取消しの訴えの特則として、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合には、株式会社の故意又は重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、株主総会の決議取消事由となる旨の規律を設けることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

１　バーチャルオンリー株主総会には、①遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすい、②物理的な会場の確保が不要であり運営コストの低減を図ることができる、③株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができるなど、物理的な場所における株主総会にはない利点があり、社会全体のデジタル化の進展も踏まえると、株主総会の活性化、効率化、円滑化のためには、バーチャルオンリー株主総会がより普及するべきとも考えられる。

この点について、株式会社がバーチャルオンリー株主総会の実施を躊躇する要因の一つとして、通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消し等のリスクが指摘されている。

そこで、通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）を設けることが考えられる。具体的には、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合には、株式会社の故意又は重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、株主総会の決議取消事由となるものとすることが考えられる。

もっとも、通信障害が株式会社の故意又は重過失によって生じたものではなかったとしても、例えば、当該障害により一部の株主が議決権を行使することができず、その結果定足数を満たさなかった場合や、決議に影響が及んだ場合にまでセーフハーバールールを適用することは妥当ではないとも考えられる。

２　本文の規律によれば、通信障害が株式会社の故意又は重過失によって生じたものではなくとも、決議の方法が著しく不公正である場合には株主総会の決議取消事由となるほか、そもそも株主総会決議が存在しないと評価される場合には、株主総会決議が適法にされたものであるとはいえないこととなる。

この点について、第１回会議では、会社法第８３１条第１項第１号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」という要件は必ずしも明確では

ないものの、当該要件に該当する場面について検討・整理することにより、その問題も解消することができるとの指摘があった。

そこで、通信障害が生じたことを前提として、決議の方法が著しく不公正なときに該当する場合や株主総会決議が存在しないと評価される場合について、別紙のとおり、一定の場面を類型化した上で、その解釈の検討・整理を試みることとしている。

3　本文の規律とは別の考え方として、通信障害により一部の株主が議決権を行使することができず、決議に影響が及んだ場合には、株式会社の故意又は重大な過失によらずに当該障害が生じたときであっても、セーフハーバールールを適用するべきではないが、従来の解釈によれば、このような場合は「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」又は株主総会の決議の不存在に該当しないとされる可能性もあることから、セーフハーバールールの適用がない場合として、決議に影響を及ぼす場合を明記するという考え方もあり得る。

また、更に別の考え方として、株式会社の故意又は重大な過失の対象を（通信障害ではなく）決議の方法の法令違反又は定款違反とするとの考え方もあり得るものの、このような考え方を採る場合には、通信障害の事実を認識し、その後に議事を進行した場合には、常にセーフハーバールールの適用がないこととなる可能性がある点について検討する必要があるものと考えられる。

4　以上を踏まえ、バーチャルオンリー株主総会に関する株主総会の決議の取消しの訴えの特則を設けることについて、どのように考えるか。

4　株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第２９８条及び第２９９条の規定は適用しない旨の規律を設けることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

株式会社が通信障害により株主総会の進行を断念せざるを得ないと判断する場合には、株主総会を延期又は続行することが考えられるが、株主総会の延期又は続行は株主総会の決議により行う必要があり（会社法第３１７条）、通信障害が生じた後においては、延期又は続行の決議を適法に行うことがで

きない可能性がある。

そこで、産競法と同様に、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第２９８条及び第２９９条の規定は適用しない旨の規律を設けることが考えられる。

この点については、株主総会の延期又は続行は株主総会で決定しなければならず、上記のような方法はその例外となるため、例外を認める旨の規律が必要であるとの考え方がある一方で、このような規律を設けなくとも上記のような方法は適法であると解釈することができるため、あえて特段の規律を設けないとの考え方もある。

以上を踏まえ、バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

５　その他の規律

バーチャルオンリー株主総会に関して、前記１から４までのほか、設けるべき規律はあるか。

（補足説明）

バーチャルオンリー株主総会は、物理的な会場が存在せず、通信方法の使用のみによって株主総会への出席を認めるものであるため、デジタルデバイドの株主の利益に対する配慮の観点から、一定の場合には、株主に対して、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることも考えられる。

この点については、デジタルデバイドの株主の利益に対する配慮を強調しすぎると、バーチャルオンリー株主総会の利点が損なわれる懸念があるとの指摘がある（場所の定めのある株主総会の開催請求権を株主に認める場合には、それを想定して株主総会の会場を用意しておくか、その請求があった後に株主総会の会場を急遽用意することを余儀なくされるなど、株式会社にとって重い負担が発生するおそれがあり、そのおそれがあることから、バーチャルオンリー株主総会の利用を躊躇することになる可能性もあるように思われる。）。また、デジタルデバイドの株主の利益に対する配慮については、実施要件を適切に定めることで十分であり、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることまでは必要ないとの考え方もある。

以上を踏まえ、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることについて、どのように考えるか。また、そのほかに、バーチャルオンリー株主総会について規律を設けることを検討するべき事項はあるか。

６　規律の適用対象となる株式会社の範囲及び株主総会の類型

前記１から５までの規律の適用対象とするべき株式会社の範囲や株主総会の類型について、どのように考えるか。

（補足説明）

１　株式会社の範囲

産競法においては、バーチャルオンリー株主総会の実施が認められるのは上場会社に限られているが、バーチャルオンリー株主総会を含むバーチャル株主総会を実施するニーズは、必ずしも上場会社のみにあるとは限らないとも考えられ、会社法に規律を設けるに当たっては、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とすることも考えられる。

２　株主総会の類型

いわゆるバーチャル株主総会の類型としては、①バーチャルオンリー株主総会及び②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会のほか、③ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（物理的な場所における株主総会の開催に加え、株主総会の場所にいない株主が、株主総会に出席せずに、インターネット等の通信方法を用いて株主総会の議事を傍聴することができる株主総会をいう。以下同じ。）がある。

前記１から５までの規律は、まずは①バーチャルオンリー株主総会に関する規律として検討したものであるが、②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会及び③ハイブリッド参加型バーチャル株主総会についても、併せて規律することが望ましい事項について検討する必要があるものと考えられる。

この点について、③ハイブリッド参加型バーチャル株主総会は、株主による通信方法を用いた株主総会への出席を伴わないものであり、特段の規律を設ける必要性は高くないとも考えられる。

他方で、②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、通信方法を用いて株主が株主総会に出席するという点において①バーチャルオンリー株主総会と共通するものであるため、その観点から、前記１から５までの規律のうち、株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置（前記１(2)）、招集の決定事項及び招集の通知事項（前記２(1)②③⑤）、議事録の記載事項（前記２(2)①）、通信記録の保存（前記２(3)）、株主総会の決議の取消しの訴えの特則（前記３）及び株主総会の延期又は続行（前記４）などの規律を適用することが考えられる。

もっとも、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会は、バーチャルオン

リー株主総会と異なり、株主は物理的な会場での出席も可能であるため、株主にとってのメリットがバーチャルオンリー株主総会よりも大きいと考えられること、現行の会社法の下でも実施可能であると考えられており、実務上も実際に行われていることなどを踏まえると、過度な規制をすることによってハイブリッド出席型バーチャル株主総会の普及を妨げることは避ける必要があると考えられ、その点も踏まえて規律の適用対象とすることの要否を検討する必要があるものと考えられる。

例えば、株主総会の決議の取消しの訴えの特則（前記３）は、通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消し等のリスクを恐れてバーチャル株主総会の実施を躊躇することを防ぐ趣旨で創設する規律であるところ、その趣旨はハイブリッド出席型バーチャル株主総会にも及ぶため、その規律を適用することが望ましいとも考えられる。また、株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置（前記１(2)）や通信記録の保存（前記２(3)）については、通信の方法を用いて株主総会の議事における情報の送受信をするという特徴・性質を踏まえた規律であるところ、当該特徴・性質はハイブリッド出席型バーチャル株主総会についても同様であるため、その規律の適用対象とするべきとの考え方がある一方で、現行の会社法の下でも実施されているハイブリッド出席型バーチャル株主総会について追加の実施要件や義務を設けることになるため、それによりハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施を躊躇する要因にならないかという点も踏まえて、適用対象とするかを検討する必要があるものと考えられる。

３　以上を踏まえ、前記１から５までの規律の適用対象とするべき株式会社の範囲や株主総会の類型について、どのように考えるか。

７　バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) バーチャルオンリー社債権者集会を実施するための要件

①　株式会社は、募集事項に定めがある場合には、社債権者集会の場所を定めないことができる。

②　株式会社は、通信の方法を用いて社債権者集会の議事における情報の送受信をするに際して、前記１(2)①から③までの措置をとらなければならない。

(2) バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

①　招集の決定事項及び招集の通知事項に、前記２(1)①から③まで及

び⑤の事項を加える（ただし、⑤は招集の通知事項のみ）。

② 社債権者集会の議事録の記載事項に、前記２(2)①及び②の事項を加える。

③ 株式会社は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債権者集会の日から一定の期間〔例えば、１０年間〕、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(3) 社債権者集会の決議の不認可の特則

バーチャルオンリー社債権者集会に関して、社債権者集会の決議の不認可の特則として、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合には、株式会社の故意又は重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

バーチャルオンリー社債権者集会の延期又は続行に関して、通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生じる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第７１９条及び第７２０条の規定は、適用しない。

（補足説明）

１ 基本的な考え方

会社法上、社債権者集会を招集するに当たっては、社債権者集会の「場所」を定める必要があるとされており（会社法第７１９条第１号）、バーチャルオンリー社債権者集会の実施は認められていないと考えられている。なお、社債権者集会については、株主総会に関する産競法の規定のような会社法の特例も定められていない。

この点について、社債権者集会の機動的な開催を可能とする観点から、ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会（物理的な場所を定めて社債権者集会を開催するとともに、社債権者集会の場所にいない社債権者もインターネット等の通信方法を用いて社債権者集会に出席することができる社債権者集会をいう。以下同じ。）を含むバーチャル社債権者集会を実施するニーズがあるとの指摘がある。

そこで、社債権者集会についても、株主総会との相違点を考慮しつつ、バーチャル株主総会に関する規律と同様の規律を設けることが考えられる。

２　バーチャルオンリー社債権者集会を実施するための要件（本文(1)）

(1) バーチャルオンリー株主総会を実施するための要件のうち定款の定めについては、社債権者集会の構成員が社債権者であることを踏まえると、これを不要とすることが考えられる。他方で、バーチャルオンリー社債権者集会においては、物理的な場所における社債権者集会への出席は一切認められなくなり、社債権者の権利行使の態様に変化を生じさせるものであることを踏まえると、社債の募集事項にバーチャルオンリー社債権者集会を実施することができる旨の定めがあることを必要とすることが考えられる。

もっとも、このような規律を設けると、募集事項にその旨の定めがされていない社債について、事後にバーチャルオンリー社債権者集会の実施を可能とするためには、社債の内容変更のための社債権者集会の決議及び当該決議の裁判所による認可というプロセスが必要になるため、その点も踏まえてその要否を検討する必要があるものと考えられる。

(2) また、バーチャルオンリー株主総会を実施するための要件のうち、デジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置については、社債権者集会においては書面による議決権の行使が認められていることから（会社法第７２６条）、当該措置を不要とすることも考えられる。

３　社債権者集会の決議の不認可の特則に関する規律（本文(3)）

社債権者集会の決議は、株主総会と異なり、裁判所の認可を受けなければその効力を生じないものとされており（会社法第７３４条第１項）、不認可事由として、「社債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令〔中略〕に違反するとき」が定められている。株主総会と同様に、通信障害の発生が社債権者集会の決議の不認可事由となり得るのであれば、バーチャル社債権者集会のリスクとなりかねない。

そこで、株主総会と同様に、通信障害が生じた場合のセーフハーバールールを設け、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令に違反した場合には、株式会社の故意又は重大な過失によって当該障害が生じたときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となるとすることが考えられる。

この点について、社債権者集会の決議の不認可事由（会社法第７３３条）には、株主総会の決議の取消事由である「決議の方法が著しく不公正なとき」や株主総会の決議の不存在の訴えと同じ規定はない。もっとも、株主総会であれば決議の方法が著しく不公正であると評価されたり、そもそも決議が存在しないと評価されたりするような場合には、通信障害が株式会社の故意又は重過失によって生じたものではなかったとしても、会社法第７３３条第２号の「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」や、

同条第４号の「決議が社債権者の一般の利益に反するとき」に該当するものとして、社債権者集会の決議の不認可の決定がされることになるとの考え方がある。

４　以上を踏まえ、バーチャルオンリー社債権者集会に関して、本文(1)から(4)までの規律を設けることについて、どのように考えるか。また、ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会についても、併せて規律の適用対象とすることについて、どのように考えるか。

５　なお、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）第８６条に基づき、振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が求められるが、この規律については、議決権を行使するために書面が要求される結果として社債権者集会の電子化・効率化の妨げとなっているとの指摘がされているため、併せて見直しを検討する必要があるものと考えられる。

第２　実質株主確認制度

株式会社がいわゆる実質株主を確認するための制度（以下「実質株主確認制度」という。）を創設することについて、どのように考えるか。

（補足説明）

現行法上、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度の適用対象となる場合を除き、株式会社や他の株主において、株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下「名義株主」という。）の背後に存在するいわゆる実質株主（株式の議決権行使に係る指図権、処分権限等を有する者）を確認することができる制度は存在しない。

近年、株式会社については、中長期的な企業価値を向上させる観点から、株主との間で建設的な対話を行うことが重要であるとの指摘がされており、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードにおいても、建設的な対話を行うべきとする原則が定められている。しかしながら、下図のとおり、特に機関投資家は、運用業務に専念するために株式の保管や管理を資産管理銀行、グローバルカストディアン等に委託しており、名義株主ではなく実質株主となるため、特に機関投資家による投資対象となる上場会社においては、実質株主を特定できないことが建設的な対話の支障となっているとの指摘がある。

【参考図】

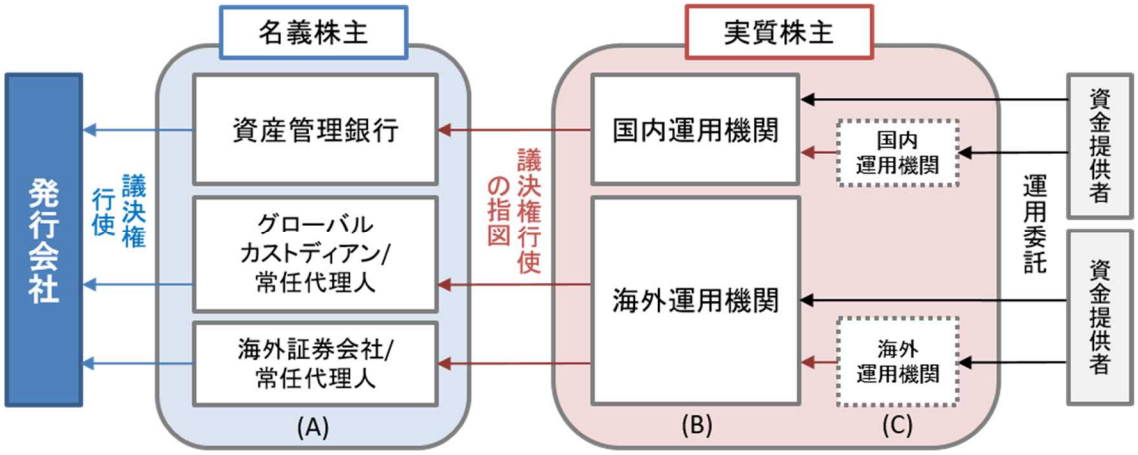

また、株主との間での建設的な対話とは異なる観点からのニーズとして、特に株式会社の支配権争いの場面においては、実質株主を確認する要請が強いとの指摘もある。

第１回会議では、実質株主確認制度を設けること自体には賛成する意見が複数あった一方で、その制度趣旨をどのようなものとするかによって具体的な制度設計が根本的に異なってくることから、まずは制度趣旨を明確にする必要があるとの意見や、その制度趣旨を踏まえて非上場会社をも対象とするかについて慎重に検討するべきであるとの意見も複数あった。

以上を踏まえ、実質株主確認制度を創設することについて、どのように考えるか。

１　制度の趣旨

実質株主確認制度の趣旨について、どのように考えるか。

（補足説明）

１　株式会社と株主との間の建設的な対話の促進

実質株主確認制度の趣旨として、まずは、前記第２（補足説明）記載のとおり、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進とすることが考えられる。

この趣旨が妥当する具体的な場面としては、例えば、①投資家からの意見収集、議決権行使に関する意見交換、株式の継続保有に基づく中長期的関係性の構築等を目的とする対話先としての実質株主を特定する場合や、②対話を打診する投資家を選定するための資料としての実質株主を把握する場合などが考えられる。

２　経営判断における重要な判断材料の収集による株主の共同の利益の保護

また、実質株主確認制度の趣旨として、経営判断を行うに当たって重要な判断材料となり得る実質株主の情報を知る権利を株式会社に与えることにより、充実した判断材料に基づく企業価値の向上に資する経営判断を促し、もって株主の共同の利益を保護する点にあるとすることが考えられる。

この趣旨が妥当する具体的な場面としては、例えば、①正体不明の複数の者が名義株主の背後に隠れて株式を事実上買い集め、相当数の株式を事実上保有するに至った場面において、これらの者の素性が分からないことによる不確実性を理由として当該株式会社が果断な経営判断を控える場合や、②支配権争いの場面において、株式会社（又は株式会社が公正性を担保するために設置した特別委員会）が買収提案への賛同可否を検討するに当たり、買収提案者と買収価格を交渉する際に、当該株式会社の実質株主の株主構成（どのような属性の実質株主がどの程度の数の議決権に係る指図権を有しているか）が交渉方針の決定のための重要な判断材料となる場合などが考えられる。

３　株式会社の支配に関する重要な情報の把握及び開示

さらに、実質株主確認制度の趣旨として、実質株主は議決権の行使について指図を行うことを通じて株式会社に対して影響力を及ぼす存在であることから、実質株主に関する情報は、株式会社において把握され、かつ、株主に対して開示されるべきである点にあるとすることも考えられる（例えば、会社法施行規則第１２２条第１項第１号では、事業報告の記載事項として、株式保有割合上位１０名の大株主の氏名又は名称、保有株式数及び株式保有割合を定めているところ、当該規律は、株式会社に重要な影響を与える可能性のある大株主がどのような者であるかを知ることは他の株主にとって重要であるとの考え方に基づくとの指摘がある。）。

この趣旨が妥当する具体的な場面は様々なものが考えられるが、一定の支配力を有する者に限定するとしても、実質株主にその素性を株式会社に通知する義務を課し、当該実質株主の情報を他の株主に開示することについて、実質株主が議決権の行使について指図を行うことを通じて株式会社に対して影響力を及ぼす存在であることを理由として正当化することができるかについて検討する必要があるものと考えられる。

４　以上を踏まえ、実質株主確認制度の趣旨として、前記１から３までの考え方やその他の考え方について、これらの趣旨が具体的に妥当する場面も含め、どのように考えるか。

２　制度の基本的な枠組み

(1)　実質株主確認制度の基本的な枠組みとして、次の①及び②の規律を

設けることについて、どのように考えるか。

① 株式会社は、名義株主又は②の規定により情報が提供されたアに規定する権限を有する者に対し、次のア及びイに掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

ア 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、名義株主が有する当該会社の株式に係る議決権の行使について①の規定による請求を受けた者に対して指図を行うことができる権限を有する者（以下「指図権者」という。）の有無

イ 指図権者がある場合には、その氏名又は名称、住所及び連絡先並びに当該指図権者がアに規定する権限を有する議決権の数

② ①の規定による請求を受けた者は、当該請求を受けてから一定期間内に、当該請求をした株式会社に対し、①ア及びイに掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。

(2) 実質株主確認制度の実効性を確保するための規律について、次の【A案】から【C案】までをたたき台として、どのように考えるか。

【A案】

③ ②の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者は、過料に処する。

【B案】

③ 次のア又はイに掲げる場合に〔おいて、一定の要件を満たしたとき〕は、株式会社は、①の規定による請求がされた日以後に開催される〔直近の〕株主総会において当該名義株主が有する株式のうち当該ア又はイに定める株式に係る議決権の行使を制限することができる。

ア ①の請求を受けた名義株主が、その有する株式の全部又は一部について、②の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合 当該全部又は一部の株式

イ ①の請求を受けた指図権者が、その指図を行うことができる権限を有する株式の全部又は一部について、②の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合 当該全部又は一部の株式

【C案】

③ 指図権者で当該会社の議決権の総数に対するその者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する議決権の数の割合が一定割合〔例えば、５％〕を超えるもの（以下「特定実質株主」という。）は、特定実質株主となった日から一定期間内に、その者の氏

名又は名称、住所及び連絡先並びにその者が権限を有する議決権の数を当該会社に提出しなければならない。

④　③の規定に違反した者があるときは、株式会社は、当該違反の日以後に開催される〔直近の〕株主総会においてその者が権限を有する議決権の行使を制限することができる。

（注）【Ａ案】及び【Ｂ案】とは異なり、株式会社が受領した特定実質株主に関する情報は、所定の名簿や事業報告に記載することにより、他の株主等にも開示することを想定している。

（補足説明）

１　実質株主確認制度の基本的な枠組み（本文(1)）

(1) 制度の適用対象となる株式会社の範囲

本文(1)では、非上場会社においても名義株主の背後に実質株主が存在する場合があり得るほか、一概に非上場会社においては実質株主との対話や実質株主の情報が重要でないとはいえないとも考えられることから、実質株主確認制度の適用対象となる株式会社の範囲について、特段の限定をしていない。

もっとも、第１回会議でも指摘があったとおり、実質株主として典型的に想定されるのは、株式の保管や管理を資産管理銀行、グローバルカストディアン等に委託している機関投資家であるため、そのような機関投資家による投資の対象となる上場会社において類型的に実質株主が存在する可能性が高いと考えられることや、特に議決権の停止等を情報の提供を怠った者への制裁とする場合には、非上場会社においては、当該制裁が不当な経営者支配に利用されるなどの制度の濫用のおそれが相対的に高いとも考えられることを踏まえ、制度の適用対象となる株式会社を上場会社に限定することも考えられる。

(2) 実質株主の意義

本文(1)では、実質株主確認制度における「実質株主」の意義について、実質株主確認制度の趣旨は、基本的には議決権に着目したものであると考えられることから、「株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者」としている。

なお、「実質株主」該当性の判断をより客観的に行う観点からは、機関投資家に対して株式の保管又は管理等のサービスを提供する資産管理銀行、グローバルカストディアン等を指す概念として、例えば「株式の保管又は管理等のサービスを提供する者」などを「仲介機関」と定義した上で、名義株主である仲介機関がサービスを提供する者（名義株主であ

る仲介機関が他の仲介機関にサービスを提供している場合は、そのような仲介機関の連鎖における最後の仲介機関がサービスを提供する者）を「実質株主」とすることも考えられる。もっとも、そもそも適切な範囲を定義することができるか検討する必要がある上、定義することが可能であったとしても、このように定義された「実質株主」が株式の議決権行使に係る指図権を有していることは保障されておらず、実質株主が判明してもなお制度趣旨に応えることができない場合も生じ得るとも思われる。

(3) 株式会社が請求することができる実質株主に関する情報の範囲

本文(1)では、株式会社が請求することができる実質株主に関する情報の範囲について、実質株主を特定するために必要な情報（①氏名又は名称、②住所及び③連絡先）及び当該実質株主が権限を有する議決権数としている。

(4) 株式会社が実質株主を確認する仕組み

ア　本文(1)では、名義株主に対してその背後にいる実質株主の情報を提供するよう請求することが株主名簿の作成を義務付ける既存の制度と整合的と考えられることから、実質株主を把握する仕組みとして、株式会社が請求主体となり、まずは名義株主に対して実質株主に関する情報の提供を請求することとしている。また、名義株主の背後に複数の指図権者が存在する場合には、指図権者の連鎖を順次遡ることにより、実質株主を確認する仕組みとしている。

イ　他方で、イギリスの制度を参考に、株式会社から、実質株主である（又は過去の一定期間内において実質株主であった）と合理的に認められる者に対して、直接、実質株主であるか等について情報を提供するよう求める権利を設けることも考えられる。この点については、実質株主判明調査では、株式会社から委託を受けた調査会社が機関投資家に対して直接当該株式会社の間接的な株式保有の有無や保有株式数を確認することもあるようであり、このような直接確認のニーズがあるとも思われる一方で、①実際には実質株主ではなく、当該株式会社と何ら関係性を有しない者に対して一定の義務を課すことを正当化できるかや、②特に請求時点において実質株主であると合理的に認められる事情を株式会社が提示することは困難ではないかといった点などについて、検討する必要があるものと考えられる。

ウ　また、ドイツの制度を参考に、名義株主の背後に複数の指図権者が存在する場合について、指図権者の連鎖の中で、最終の指図権者まで情報を順次転送することにより、実質株主を確認する仕組みとするこ

とも考えられる。この点については、逐次の回答ではなく転送によって指図権者の連鎖を遡った確認のプロセスが進むため、実質株主の確認に要する時間を短縮することができると考えられる一方で、実務運用によっては名義株主や指図権者の負担が増大する懸念があるほか、必ず最終の指図権者まで遡るよう中間の指図権者に義務付けることとなり、株式会社が必要と考える以上の情報収集を伴って過剰規制になりかねないといった点などについて、検討する必要があるものと考えられる。なお、実質株主の意義について、前記(2)のとおり、仲介機関がサービスを提供する者と位置付ける場合には、株式会社が必要と考える以上の情報収集を伴うおそれは限定されるようにも思われる。

２　実質株主確認制度の実効性を確保するための規律（本文(2)）

(1)　【Ａ案】について

【Ａ案】は、実質株主確認制度の趣旨について、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進とすること（前記１（補足説明）１）を前提として、情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、過料の制裁の対象とすることとするものである。

【Ａ案】に対しては、第１回会議でも指摘があったとおり、名義株主や指図権者が外国居住者又は外国法人である場合には、これらの者を過料に処することは現実的に困難であるなど、制裁としての実効性に欠けるとの指摘があるものと考えられる。

(2)　【Ｂ案】について

【Ｂ案】は、実質株主確認制度の趣旨について、経営判断における重要な判断材料の収集による株主の共同の利益の保護とすること（前記１（補足説明）２）を前提として、実質株主に関する情報は株式会社において企業価値向上に資する重要な情報である一方で、実質株主確認制度により株主側が負う義務は、基本的には既に把握している内容を回答するものにすぎないことを踏まえ、このような重要な情報の提供に応じない株主による株式会社に対する影響力を制限することも許容されるとの考え方に基づくものである。

【Ｂ案】に対しては、上記のような考え方の当否自体を検討する必要があるものと考えられるほか、本文にブラケットを付しているように、議決権を停止するためには、一定の実体的又は手続的な要件を付すかどうかについても検討する必要があるものと考えられる。この点について、上記の制度趣旨と整合するように、「株主の共同の利益を著しく害するとき」という実体法上の要件を満たす場合に議決権の停止を認めることも

考えられるが、どのような事例がこの要件に該当するのか、また、そのような事例においてその要件該当性の判断が現実的に可能であるのかといった点について検討する必要があるものと考えられる。なお、イギリス及びフランスにおいては、情報提供義務の違反に対して議決権の停止を含む株主権の制限が定められているが、情報提供義務の違反以外の追加的な実体法上の要件は定められていない。

(3) 【Ｃ案】について

【Ｃ案】は、実質株主確認制度の趣旨について、株式会社の支配に関する重要な情報の把握及び開示とすること（前記１（補足説明）３）を前提として、その制度趣旨から、議決権行使に係る指図権を有する議決権の数が一定割合以上となった実質株主（特定実質株主）は、その素性を株式会社に通知する義務を負うこととしている。また、株式会社の支配に関する重要な情報は、株式会社だけでなく他の株主にとっても重要な情報である一方で、実質株主確認制度により実質株主が負う義務は、基本的には容易に把握できる内容を回答するものにすぎないことを踏まえ、このような重要な情報の提供に応じない実質株主による株式会社に対する影響力を制限することも許容されるとの考え方に基づき、特定実質株主に係る情報の提供を怠った場合に限り、それ以上の実体法上の要件なく、議決権の停止の対象としている。

【Ｃ案】に対しては、上記のような考え方の当否自体を検討する必要があるものと考えられる。

なお、【Ｃ案】については、株式会社の支配に関する重要な情報を把握及び開示するという制度趣旨から、株式会社が受領した特定実質株主に関する情報を所定の名簿や事業報告に記載することにより、他の株主にも開示可能とすることが考えられるため、その旨を注記している。

３　以上を踏まえ、実質株主確認制度の基本的な枠組み及びその実効性を確保するための規律について、どのように考えるか。

３　その他の論点

実質株主確認制度を創設するに当たっては、前記１及び２のほか、次の各論点についても検討する必要があるものと考えられるが、そのほかに検討するべき論点はあるか。

○　株主の請求権の有無（実質株主確認制度を株式会社の請求権とする場合には、株主から株式会社に対して当該請求権を行使するよう求める権利をも設ける必要があるか、設ける場合にはどのような要件とするべきか）

○　実質株主の権利（株式会社が把握した実質株主が株主権を直接行使することを認めるか、認める場合には名義株主の権利との関係をどのように規律するべきか）

○　費用負担者（実質株主確認制度を株式会社の請求権とする場合には、株式会社が濫用的に頻繁に当該請求権を行使する可能性も踏まえて、費用の負担者をどう規律するべきか）

○　国際私法上の整理（名義株主や指図権者が外国居住者や外国法人等である場合に、国際私法上、株式会社からの実質株主確認請求に関して株式会社の設立準拠法である日本法が適用されると整理することができるか）

○　実務運用の在り方（実質株主確認制度を株式会社の請求権とする場合には、基準日後に当該請求を行う株式会社が多いと見込まれるところ、我が国の株式会社の議決権行使の基準日が３月末日に集中していることをも踏まえて、どのような実務運用であれば機能する制度となるか）

第３　株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

１　書面交付請求制度の見直し

株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しについて、どのように考えるか。

（補足説明）

(1) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号。以下「令和元年改正法」という。）により導入された株主総会資料の電子提供制度においては、株主総会資料の電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができ、取締役は、電子提供措置をとる場合には、書面交付請求をした株主に対し、電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないとされている（書面交付請求制度。会社法第３２５条の５第１項及び第２項）。

書面交付請求制度は、令和元年改正法により株主総会資料の電子提供制度を創設するに当たり、我が国においては、依然として高齢者を中心にインターネットを利用することが困難である者がおり、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮する必要があることを理由に設けられたものである。

(2) この点について、総務省の「通信利用動向調査の結果」によれば、年齢

階層別のインターネット利用率（過去１年間にインターネットを利用したことがある個人の割合）は、①平成３０年が６０～６９歳で７６．６％、７０～７９歳で５１．０％、８０歳以上で２１．５％、②令和３年が６０～６９歳で８４．４％、７０～７９歳で５９．６％、８０歳以上で２７．６％、③令和６年が６０～６９歳で９０．４％、７０～７９歳で６９．８％、８０歳以上で３３．１％とされている。

また、株主総会白書（公益社団法人商事法務研究会）のアンケート調査の結果（全上場会社を対象として定時株主総会に関するアンケート調査を行い、回答が得られたものを集計した結果）によれば、令和５年及び令和６年に実施された定時株主総会における書面交付請求の行使比率（書面交付請求をした株主の数の、議決権を有する総株主の数に対する比率）は下表のとおりである。

<table>
<tr><th></th><th>令和５年（※１）</th><th>令和６年（※２）</th></tr>
<tr><td>書面交付請求なし</td><td>15.3%（272 社）</td><td>21.0%（400 社）</td></tr>
<tr><td>0.1%以下</td><td>29.8%（531 社）</td><td>22.2%（423 社）</td></tr>
<tr><td>0.1%超 0.5%以下</td><td>27.4%（488 社）</td><td>23.7%（451 社）</td></tr>
<tr><td>0.5%超 1.0%以下</td><td rowspan="6">25.4%（453 社）</td><td>25.1%（477 社）</td></tr>
<tr><td>1.0%超 2.0%以下</td><td>4.9%（94 社）</td></tr>
<tr><td>2.0%超 3.0%以下</td><td>0.2%（4 社）</td></tr>
<tr><td>3.0%超 4.0%以下</td><td>0.3%（6 社）</td></tr>
<tr><td>4.0%超 5.0%以下</td><td>0.4%（8 社）</td></tr>
<tr><td>5.0%超</td><td>0.4%（8 社）</td></tr>
<tr><td>無回答</td><td>2.0%（36 社）</td><td>1.6%（31 社）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>100%（1979 社）</td><td>100%（1902 社）</td></tr>
</table>

（※１）令和４年７月から令和５年６月に定時株主総会を実施した上場会社３８５９社のうち、回答が得られた１９７９社の集計結果。なお、令和６年と異なり、０．５%超については区分した調査がされていない。

（※２）令和５年７月から令和６年６月に定時株主総会を実施した上場会社３８７４社のうち、回答が得られた１９０２社の集計結果。

(3) 前記(2)の調査結果を踏まえると、インターネットを利用することが困難である者、すなわちデジタルデバイドの株主は減少傾向にあるとも考えられる。また、令和５年及び令和６年において、書面交付請求がされていない上場会社が１５%から２０%程度あり、書面交付請求がされた会社で

も、書面交付請求をした株主の数の、議決権を有する総株主の数に対する比率が５％を超える上場会社は１％未満であることなどからすると、書面交付請求の行使比率は低水準にとどまっているとの評価もあり得るように思われる。他方で、デジタルデバイドの株主が依然として一定の割合で存在することも否定することができず、デジタルデバイドの株主の利益に対する配慮の観点から、現時点においては、書面交付請求制度を見直すべきではないとの考え方もある。

また、社会のデジタル化が進展しても、デジタルデバイドの株主が全く存在しなくなることは考え難く、デジタルデバイドの株主への配慮を過度に強調しすぎることは望ましくないとの考え方もあり、第１回会議においては、例えば５年程度の経過措置を設けて書面交付請求制度を廃止することや、書面交付請求制度を採用するかについて定款自治に委ねることも考えられるとの指摘があった。もっとも、経過措置を設けて書面交付請求制度を廃止する場合には、その経過措置の具体的内容や期間を検討する必要があり、また、書面交付請求制度を採用するかについて定款自治に委ねる場合にも、デジタルデバイドの株主保護の観点から救済措置の要否を検討する必要があるものと考えられる。

なお、デジタルデバイドの株主の利益に配慮する必要があるとしても、必ずしも書面交付請求制度によらなければならないものではなく、株主総会に係る実務の現状やデジタルデバイドの株主の実情等に照らし、書面交付請求制度に代わる措置を検討することも考えられる。もっとも、第１回会議では、新たに書面交付請求制度に代わる制度を設けると、かえって実務の負担が増すリスクもあるため望ましくないとの指摘があった。

(4) 以上を踏まえ、株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しについて、どのように考えるか。

２　書面による議決権の行使についての見直し

株主の数が１０００人以上である場合には株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとすることを義務付ける旨の規律の見直しについて、どのように考えるか。

（補足説明）

会社法上、取締役（会社法第２９７条第４項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下同じ。）は、株主総会を招集する場合において、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨を定めなければなら

ず（会社法第２９８条第１項第３号及び第４号）、株主の数が１０００人以上である場合には、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとする旨を定めなければならない（ただし、上場会社において取締役が株主の全部に対していわゆる委任状の勧誘を行う場合を除く。同条第２項）。これは、このような場合には株主が地域的に分散し、株主総会に出席することができない株主が多く存在することを踏まえたものとされている。

この点について、第１回会議では、社会のデジタル化の進展も踏まえ、電磁的方法による議決権の行使を原則的な取扱いとする制度に改めることを検討することも考えられるとの指摘があった。

そこで、例えば、書面又は電磁的方法のいずれかによる議決権の行使が可能となっていれば、株主が地域的に分散している会社においても株主が議決権を行使する機会が確保されていると考えて、株主の数が１０００人以上である場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を可能とすることを義務付ける（電磁的方法による議決権の行使を可能とすれば、書面による議決権の行使を可能とする必要はない）ものとすることが考えられる。

なお、この場合に電磁的方法による議決権の行使のみ可能とすることとした株式会社においては、株主に書面による議決権の行使の機会を求める権利を認めるべきかも検討する必要があるようにも思われる。この点については、デジタルデバイドの株主の利益確保の観点等から、このような権利が必要であるとの考え方があり得る一方で、デジタルデバイドの株主であっても株主総会に出席して議決権を行使することは可能であるため、このような権利は不要であるとの考え方もあり得る。

以上を踏まえ、株主の数が１０００人以上である場合には株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとすることを義務付ける規律の見直しについて、どのように考えるか。

なお、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第７２６条第１項）についても、併せて見直しを検討することが考えられる。

３　株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集を電磁的方法により通知するために株主の承諾を必要とする旨の規律の見直しについて、どのように考えるか。

（補足説明）

会社法上、取締役会設置会社である場合及び書面又は電磁的方法による議決権の行使が認められている場合には、株主総会の招集の通知は原則として

書面でしなければならず（会社法第２９９条第２項）、その例外として、政令で定めるところにより株主の承諾を得た場合には、書面による通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することができるものとされている（会社法第２９９条第３項）。

この点について、株主総会白書（公益社団法人商事法務研究会）のアンケート調査の結果によれば、令和６年に実施された定時株主総会における電磁的方法による招集の通知の採用状況は、採用が２．７％（５２社）、不採用が９７．０％（１８４４社）、無回答が０．３％（６社）とされている。

第１回会議では、電磁的方法により通知を発するためには株主の個別の承諾が必要であるが、株式会社が株主の個別の承諾を得ることは煩雑であり、特に株主が多い上場会社においては実務上その普及が進んでいないため、社会のデジタル化の進展も踏まえ、電磁的方法により招集の通知を発するため要件の見直しを検討するべきとの指摘があった。そして、その方法の一つとして、例えば、株主の同意がある場合には株主名簿記載事項に株主が利用する電子メールアドレス（電磁的方法による通知先）を追加することとし、同意があった株主に対しては当該電子メールアドレス宛てに招集の通知を発することができる仕組みが考えられないかとの指摘があった。

もっとも、このような仕組みは、株主名簿に電子メールアドレスを記載することについて株主の同意が必要である以上、現行法上の株主による個別の承諾と手続的な負担が異ならない可能性もあり、電磁的方法による招集の通知の普及につながるかについての検討が必要とも考えられる。

以上を踏まえ、株主総会の招集通知を電磁的方法により通知するためには株主の承諾が必要であること（会社法第２９９条第３項）を見直すことについて、どのように考えるか。

なお、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第７２０条第２項）についても、併せて見直しを検討することが考えられる。

（別紙）

セーフハーバールールに関する解釈の検討・整理

いずれの事例も、通信障害は株式会社の故意又は重大な過失によって生じたものではないものとする。

	事例	解釈の検討・整理
①	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、定足数を満たさず、かつ、決議に影響を及ぼした。	・通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかったのであるから「通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合」に当たり、セーフハーバールールの適用により、会社法第８３１条第１項第１号の「決議の方法が法令若しくは定款に違反し〔たとき〕」（以下「法令・定款違反」という。）には該当しない。 ・しかし、(ⅰ)定足数を満たさなかったこと、(ⅱ)決議に影響を及ぼしたことから、その不備は大きく、決議の方法が著しく不公正なとき（以下「決議方法不公正」という。）又は決議が不存在であるとき（以下「決議不存在」という。）に該当し得るとの考え方の当否が問題となる。
②	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、定足数を満たさなかったが、決議に影響を及ぼさなかった。	・セーフハーバールールの適用により、法令・定款違反には該当しない。 ・しかし、(ⅰ)定足数を満たさなかったことから、その不備は大きく、決議方法不公正又は決議不存在に該当し得るとの考え方の当否が問題となる。 ・他方で、(ⅱ)決議に影響を及ぼしていないことから、その不備は大きくなく、決議方法不公正又は決議不存在に該当しないとの考え方もあり得る。
③	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。	・セーフハーバールールの適用により、法令・定款違反には該当しない。 ・しかし、(ⅱ)決議に影響を及ぼしたことから、

	その結果、定足数を満たしたものの、決議に影響を及ぼした。	その不備は大きく、決議方法不公正又は決議不存在に該当し得るとの考え方の当否が問題となる。
④	通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、定足数を満たし、かつ、決議に影響を及ぼさなかった。	・セーフハーバールールの適用により、法令・定款違反には該当しない。 ・また、(ⅰ)定足数を満たしたこと、(ⅱ)決議に影響を及ぼさなかったことから、その不備は大きくなく、基本的には決議方法不公正又は決議不存在に該当しないとの考え方の当否が問題となる。
⑤	全ての株主が議決権を行使することができたが、通信障害により一部の株主が動議又は質問を提出することができなかった。	・セーフハーバールールの適用により、法令・定款違反には該当しない。 ・もっとも、一部の株主が動議又は質問を提出することができなかったことから、具体的な事情によっては決議方法不公正又は決議不存在に該当し得るとの考え方の当否が問題となる。 ・例えば、動議又は質問を提出することができなかったことにより決議に影響を及ぼした場合には、決議方法不公正又は決議不存在に該当するとの考え方の当否や、決議に影響を及ぼさなかった場合であっても決議方法不公正又は決議不存在に該当するような場合があるか（例えば、株式会社が通信障害を認識し、すぐに復旧することができる見込みがあったにもかかわらず、一部の株主の動議や質問の提出を妨げる意図をもってそのまま議事を進行し、結果として一部の株主の動議又は質問を提出することができなかったような場合などをどのように考えるか）が問題となる。
⑥	全ての株主が議決権を行使することができ、動議又は質問の機会も確保されたが、議事進行の一部で通信障害が	・セーフハーバールールの適用により、法令・定款違反には該当しない。 ・もっとも、株主による議決権の行使や動議又は質問の機会は確保されているため、その不

	生じたことにより株主の視聴に支障が生じた。	備は大きくなく、基本的には、決議方法不公正又は決議不存在に該当しないとの考え方の当否が問題となる。
⑦	通信障害により、株主総会当日において株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかったが、議長は株主総会の議事進行を全て行った。株主は、動議及び質問の提出、議決権の行使等をすることができなかったが、事前の議決権の行使により定足数及び可決要件を満たした。	・(ⅰ)株主総会当日において株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかった以上、株主総会が開催されたとはいえず、決議不存在に該当するとの考え方や、(ⅱ)常に決議不存在に該当するわけではなく、上記③から⑥までの一場面として捉えるべきであり、事前の議決権の行使により定足数及び可決要件を満たしたことを考慮すると、決議不存在には該当しないという考え方があり、それらの当否が問題となる。
⑧	株式会社が、通信障害を認識したにもかかわらず、そのまま議事を進行した（その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。）。	・一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかったのは通信障害が原因であり、「通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合」に該当するため、上記①から⑥までの一場面として捉えるべきとの考え方の当否が問題となる。 ・なお、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかったことではなく、通信障害を認識しながら議事を進めたことが別個の違法（議長の議事整理権の裁量逸脱等）を構成すると考える余地があるかが問題となる。もっとも、このような違法を認めると、当該違法は「通信障害により」生じたものではなく、セーフハーバールールの適用対象外であるため、会社が通信障害を認識した場合にはおよそ法令・定款違反に該当することとなり、セーフハーバールールを認めた趣旨が損なわれるおそれがあるとの考え方もある。そのように考えると、別個の違法を問題とする

		のではなく、飽くまで、上記①から⑥までの一場面として捉えるべきとの考え方があり、その当否が問題となる。
⑨	通信障害により一部の株主の視聴や議決権の行使に支障が生じたところ、株式会社が実施要件を満たしていなかった（例えば、１(2)①の「通信障害対策が講じられた通信の方法を使用すること」を満たしていなかった場合）。	実施要件を満たしていなかったという法令違反は、「通信障害により」株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合ではないから、セーフハーバールールの適用対象にはならない。

なお、上記①から⑤までにおいて、決議に影響を及ぼした場合のみをセーフハーバールールの適用対象外とすればよいとの考え方を採れば、決議に影響を及ぼした場合は決議方法不公正又は決議不存在に該当すると整理するのではなく、第１の３（補足説明）３でも記載しているとおり、セーフハーバールールの適用がない場合として、決議に影響を及ぼす場合を明記することも考えられ、その当否も問題となる。